

## 第32回鳥取地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成30年10月10日（水）午後2時30分～午後4時30分

### 2 開催場所

鳥取地方裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員・五十音順）

岩倉広修，河本充弘，見生孝行，小山和子，佐野泰弘，田中美利，中山実郎，藤澤裕介，向洋伸，村上浩美

（事務担当者等）

荒木刑事部裁判官，茂原事務局長，田淵民事首席書記官，田部刑事首席書記官，岸田地裁総務課長，泉家裁総務課長，松本家裁総務課課長補佐（書記）

### 4 議題

- (1) テーマ：裁判員裁判について
- (2) 次回開催テーマ等

### 5 議事

- (1) 新任委員の紹介
- (2) 前回の委員会での意見を踏まえたその後の状況報告
- (3) テーマについての意見交換等

裁判所事務担当者が裁判員裁判の概要の説明を行った後，裁判員選任手続の模擬を行った上，意見交換をした。

要旨は別紙のとおり

### 6 次回開催期日等

(1) 開催方法

次回は鳥取地方裁判所委員会及び鳥取家庭裁判所委員会を合同で開催する。

(2) 次回テーマ

次回は「広報」をテーマに意見交換する。

(3) 次回開催期日

次回の鳥取地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会を合同で開催し、開催日時は平成31年5月28日（火）、30日（木）又は31日（金）のうち、いずれかの日の午後2時30分から2時間程度とする。

以上

(別紙)

テーマ「裁判員裁判について」

○委員長

意見交換に入るに当たり，裁判員選任手続に関する概要の説明を聞いていただいた上，模擬選任手続を経験していただきました。それを踏まえ，裁判員選任手続の在り様について御意見あるいは御質問をいただければと思います。

○学識経験者委員 A

裁判員選任手続で呼出しを受けて裁判所に来る人は相当緊張して来るのだと思います。緊張した状態のまま手続に入るため，心理的な負担が大きいのだろうと感じました。また，自分に裁判員なんてできるのだろうかということが心配になると思うので，法律的な知識がなくても大丈夫だという説明を裁判員候補者全員が集まっている場所で受け，それを分かりたいと思いました。

また，本日の選任手続で，説明を受けた部屋の雰囲気は研修会のように，一般の人だと相当プレッシャーを受け，緊張すると思いました。テーブルがあること自体で緊張感があるような気がしますので，椅子だけの方がいいのではないかと思います。書類があるのでテーブルを置くことは仕方がないと思いますので，例えば，丸いテーブルに三，四人ずつになって，コーヒーでも飲みながら，少しくつろいで話を聞くようにすればいいのではないかと思います。

○学識経験者委員 B

初めて裁判所の中に入りましたが，非日常的な場所ということもあり，緊張しま

した。集団の質問を受けた時に、どういったことを質問していいのか全く分からず、結局質問できずに終わってしまうような雰囲気を感じました。量刑等の意見を言うという場面では裁判官の方等のフォローがあるのだらうと思いますが、模擬でさえも緊張しましたので、一般の方が来られた時には更に緊張されるのではないかと思います。

#### ○事務担当者

選任手続は二、三時間かかりますが、その間を全てリラックスしていただくのは難しいと思います。裁判員に選任された後は更に少人数になり、一緒にチームとして裁判員裁判を行いますので、丸テーブルで一緒に昼食を食べながら、自己紹介やプライベートな話をして緊張をほぐしたり、評議の合間におやつを用意したり、休憩中に雑談するなどして常に雰囲気作りをしています。選任手続の中での質問についてですが、選任された後になって、実はあの時こういうことを言いたかったんですというようなことをおっしゃる方がいらっしゃるのですが、できるだけ事前に言いたいことを言えるような工夫をしていかなければならないと思っています。ただ、裁判所としては、どんな方が裁判員になっていただいてもうれしいと思っています。実際に裁判員に選ばれない方というのは、差支え日があって来られないとか、当該事件と関係があるという方ですが、そういう方以外であれば、自信がない方でもあの方でもどんな職業の方でもどんな年齢層の方でも来ていただいて、私たちの方で説明をしながら一緒にチームとして活動していきたいと思っています。選任手続の中で不安を抱かれた裁判員の方がいらっしゃったとしても、次第に解消していきたいと思っています。

#### ○事務担当者

実際の選任手続中には、もう少しフリーな時間がございます。その中では、部屋の後ろの方にお茶やコーヒー、あるいは雑誌を用意しており、積極的にお声掛けさせていただくことで少しでも緊張を和らげていただけるような配慮や努力をさせていただきます。

○学識経験者委員C

裁判員選任期日に欠席される裁判員候補者もいらっしゃると思いますが、欠席した場合にペナルティはありますか。

○事務担当者

条文上は過料10万円という制裁がありますが、それが科せられたというようなことはないと思います。

○委員長

裁判所は手狭で備品も限られており、民間のような設備もない中では、説明担当者がまずリラックスして話したり、にこやかに話したりすることが大事だと思います。

○学識経験者委員A

選任手続における手続の説明については、説明の上手な人、場を和ますことができる人ばかりが担当係に配属されるわけではないと思われまます。説明の上手な人であれば、その場を任せられますが、そのような人がいないのであれば、誰でも一通りの説明ができるようにする等の工夫を考えるべきだと思います。

#### ○事務担当者

裁判員係で裁判員選任手続は行っているのですが、説明するのが上手な職員が必ずしも裁判員係に配属されるというわけではありません。裁判員係としては、できる限り皆様にリラックスしていただけるような話し方をするよう努めているところですが、残念ながら、当庁の裁判員裁判の件数が非常に少ないため、なかなかそのような鍛錬を積む機会がありませんが、御指摘の点は今後の課題とさせていただきたいと思います。

#### ○学識経験者委員D

いただいた書類が入っていた封筒には刑事部と書いてあるので何か悪いことをしたのではないかと思い、そこで一気に緊張が高まりました。書類を読み進めますと、説明が詳細にされており納得することができました。どうしてこのように負担になるようなことをしなければいけないのかということが封筒をもらった人が理解できていれば、裁判員として参加することは可能になるのだらうと思いました。

また、裁判所の広報活動についてですが、住民の方が裁判員制度を知る機会があれば、緊張感が少なくなって裁判所に行けるのではないかと思います。裁判員制度に関する出前講義を企業で実施する機会を増やしていただければよいのではないかと思います。

さらに、裁判所の部屋の色は決まってグレーか白となっています。色目のカーテンですとか、椅子の色をもう少し違う色にするといった工夫はできるのではないかと感じました。

#### ○事務担当者

裁判員制度は10年経っていないので、成人の皆さんにとっては大人になって急

にできた制度で馴染みがないというのは当然のことだと思いますので、我々の方でもお伝えする努力は引き続きやっていかなければいけないと思っています。

#### ○事務担当者

裁判所では、裁判員制度の説明をさせていただくために、企業、自治会、高校、大学などに声を掛けさせていただいて、出前講義を受け入れていただけたところには積極的に打って出ています。ここ最近ですと、高校2校、企業1社に行かせていただきました。その他にも自治会や大学に行くことを予定しています。平成31年5月には裁判員制度10周年となりますので、出前講義を通じて裁判員制度を理解していただこうと積極的に取り組んでいるところです。

#### ○委員長

補足させていただきますと、出前講義については、主に裁判官が、企業や高校などに積極的に宣伝に行かせていただきたいと思っています。裁判員制度の意義や趣旨を広く知っていただくために力を入れていきたいと思っています。また、出前講義だけでなく、検察庁と弁護士会に相談させていただいて、法曹三者による共同のイベントも開きたいと考えています。今日は模擬選任手続でしたが、模擬裁判の中で一般市民の方あるいは記者の方に裁判員役になっていただき、記者の方にはそれぞれのメディアを通じてアナウンスしていただくということで県民の御理解や忌憚のない御意見をいただきたいと考えています。出前講義についても、高校生の方あるいは職場の方と実際に触れ合い、質問を受けてお話しをすることで、御理解や忌憚のない御意見をいただきたいと考えています。

#### ○事務担当者

先日出前講義に伺ったのは企業でしたが、皆さん興味を持って聞いていただけたのではないかと思います。活発に質問していただき、雰囲気も和やかな感じでした。どこにでも行く所存ですので、もし出前講義の御希望がありましたら御連絡ください。

また、評議をする時に、机の真ん中に裁判長の奥様が手作りされたプリザーブドフラワーを置いたりする等、和やかな雰囲気を作る努力はそれぞれの裁判体でしているのではないかと思います。備品を全部変えることは難しいですが、可能な範囲で検討したいと思います。

#### ○学識経験者委員 E

冒頭に、裁判所が欠席率や辞退率が高いことに危機感を持っておられるという御説明がありました。欠席及び辞退された理由についてアンケートを取ったりして分析をされていますか。

#### ○事務担当者

欠席者に対するアンケートは実施しておりません。ただ、最高裁判所の実施した出席率や辞退率に関するアンケートでは、いろいろな観点からアンケートを実施し、何が影響しているのかという分析をしています。その中で、例えば、審理予定日数が何日位であれば出席可能であるかを調査したアンケートでは、審理予定日数が増えるに従って、出席可能だという方がガクンと減っていたりですとか、非正規雇用の関係でも、正規雇用の方と比べて参加意欲のパーセンテージが大きく違うですとか、これらの分析から欠席された方の御事情を推測するような形での分析をしています。恐らく様々な要因が絡み合っているものと思われまますので、裁判所としては、審理日数をできるだけ無駄がないものにするとか、裁判員裁判に参加しやすくなる



ような広報活動を実施したり，同封する書面や書式を工夫するなどして，参加率が上がるよう努力をしていこう思っているところです。

また，日当に関しては，交通費や日当が支払われることになっていますが，規則では，裁判員や補充裁判員の方は1万円を上限に，裁判員候補者として選任手続に出頭していただいた方には8000円を上限に支給されることになっていきます。

#### ○学識経験者委員F

現在，裁判所の担当者と出前講義の日程調整をしているところですが，それ以外にも，私個人でも裁判所の施設見学に学生を連れて行っています。以前の職場でも，学生を裁判所や刑務所などに連れて行き，身近な存在であることを学ばせていました。裁判員制度やその仕組みを学生のうちに知っておくことは貴重な経験だと思われれます。現在は，20歳未満の学生は裁判員の対象外ですが，今後は成人年齢の引下げに関連して，20歳未満の学生も裁判員の対象となるかどうかの検討が進んでいくのではないかと思いますので，現在並びに将来，知人，家族や親戚が裁判員になった時に，裁判員制度を身近な存在として自分や周辺の人に伝えてもらえるよう関わらせていただきたいと思います。

また，先程封筒の話が出ましたが，刑事部と書いてあっても裁判員係と書いてありますし，赤字で裁判員制度と記載されているため，裁判員関係の書類であることが分かりますので，随分裁判所も配慮されていると思います。しかし，一般の方への配慮というものが益々必要になるということは改めて感じました。

#### ○委員長

裁判所の方から出向いて，県民の皆さんに説明が行き届くようにすれば，意識を持っていただけるのではないかと思います。例えば出前講義に裁判官が来て，裁判

員裁判の話聞いたとなれば、それはちょっとした話題になりそうな出来事ではないかと思います。裁判官が出前講義の中で、裁判員選任期日の呼出封筒や書類を示しながら説明し、封筒が来ても驚く必要はないことを話せば、理解していただけるのではないかと思います。逆に、匿名の封筒では、詐欺事件ではないかなどと余計怪しく思われるのではないかと思います。

#### ○事務担当者

一番最初に最高裁判所から送られる封筒はクリーム色のものですが、実際、最高裁判所からそれが届いたときには、家族一同すごくびっくりしたとおっしゃられます。それと、この封筒を送らせていただくのは、呼出しをして、法的な効果を生じさせるためのものであるのです。裁判所からのお知らせであることを明記した上で、特別送達という方法で送らせていただく必要がありますので、ある程度はやむを得ないと思います。以前はこのお知らせの書面は「呼出状」と書いてありましたが、かなり不評だったことから「お知らせ」に変更し、同書面に呼出状の趣旨であることを付記しています。できる範囲で配慮させていただいていますが、一般の方から見るとまだまだ足りない部分もあろうかと思っています。

#### ○弁護士委員G

封筒について色々と御意見が出ていますが、少なくとも裁判員専用のデザインにするとか、できることがあるのではないかと思います。

もう一つ皆さんの御意見をお聞きして思ったのは、裁判員制度が導入されたのが10年位前ですが、当時は刑事司法始まって以来の大改革ということで、弁護士会、検察庁、裁判所で協力して模擬裁判を何回も実施して、マスコミの方に裁判員役になっていただいたりしました。裁判員裁判が失敗したら法曹三者の責任だというこ

とで、模擬裁判の取組も必死になってやっていました。それだけではなく、企業の方にも説明しないとお休みを取って裁判員裁判に参加できないということで、法曹三者で商工会議所を訪問して、裁判員制度への協力依頼活動をよくやっていました。ところが、裁判員制度施行後は、そのような広報活動も段々減少し、ここ数年はほとんどやっていないと思います。平成31年5月で裁判員制度施行後10周年ということもあり、常日頃、多方面から裁判員裁判はこういうものだという情報が入っている状況で裁判員に関する通知文書が来るのと、情報が入ってこない状況というのは随分違うと思いますので、法曹三者は市民の方に理解していただくための努力をもっとやらなければいけないと思っています。裁判員裁判は、できるだけ日程をコンパクトに絞り込み、裁判員の方に気持ちよく参加していただけて判断していただけるように準備しないとイケないため、裁判所も弁護士も日程の調整や準備がとても大変ですが、忙しい中でも日頃からの広報を積極的にしないと根本的なイメージの改革にはつながらないのではないかと改めて思いました。

#### ○検察官委員H

平成20年当時、私は裁判員裁判を担当していましたので、模擬裁判をたくさんやっていました。平成21年から平成22年まで裁判員裁判をやっていましたが、その頃は国民皆が熱狂しており、公園に裁判員裁判の傍聴希望者がずらっと並んでいたりと、裁判員候補者の方も大勢熱心に来ていただいていたと思います。報道機関の方も、裁判員裁判が終わった後に裁判員の顔は映さずに評議の様子などを報道され、広く広報が行われていたと思いますが、時間が経つにつれて減少してしまったように思います。盛り上がった気運を法曹三者でしっかりと下支えするというところが弱かったのではないかと考えています。

それから、先程封筒の件が出ていますが、せっかく裁判員裁判のマークがあるの

で、もっと大きく印刷するだけでも、裁判員裁判の関係書類が来たのだと分かるのではないかと思います。

#### ○弁護士委員 I

通知文書の中に「裁判員になることに不安を感じている皆様へ」という1枚物の書面がありますが、裁判員になる前は非常に不安だとか、自分にやれるのだろうかとか、恨まれやしないだろうかとか、御礼参りはないだろうかなど、そのような気持ちを持たれる方はたくさんいらっしゃいますので、裁判員になった後どうだったのかということを広報した方がいいと思います。また、高校生、中学生といったこれから日本を背負って立つ世代に対する教育の中で、裁判員がいかに必要な制度であるかを理解してもらうことを是非ともすべきだと思います。それから、平成31年は裁判員制度10周年となりますので、法曹三者としても、さらに広報をしていくべきだとつくづく思いました。

最後に、鳥取の出席率が下がっているということですが、鳥取県は東部、中部、西部があり、裁判員裁判は鳥取しかできないということが影響しているのかということについて、何か分析をされていますか。

#### ○事務担当者

確かに冬期は雪などの影響も考えられ、地域的な差はあるかもしれませんが、そのようなデータは当庁ではとっていません。

#### ○裁判官委員 J

感じたこととしては、他の委員の方がおっしゃるように、裁判員選任手続の際に候補者に対して何かありますかという質問をオープンでされた時に候補者の方がき

ちんと手をあげて言うことができるかどうかというのは意外と難しいと思いました。実際こういう場面ではこんな質問をする方がいらっしゃるということや、こんなことを聞いてもいいということや、裁判所側から呼び水として言った方がいいのではないかと思いました。

○事務担当者

封筒の様式については、各庁とも同じような封筒ですが、先程から御指摘いただいているように、裁判員のマークを1つ入れるだけでも雰囲気が違うということであれば、検討させていただきたいと思います。

○学識経験者委員D

裁判員に選任されなかった方への感謝カードがあるのはとてもいいと思いました。それは鳥取独自のアイデアでしょうか。

○事務担当者

各庁、様々な工夫をして、選任されなかった方へ御挨拶をしているものと思います。鳥取の場合は感謝カードをお渡しするというようにしています。

○学識経験者委員A

マスコミの方も裁判員制度の周知について初めの頃はされていて、次第にされなくなっている状況を指摘されており、正にその通りだと思います。

また、裁判員制度を伝えることも重要ですが、堅苦しくない形で裁判所自体を伝えるということも重要なことだと思いました。

### ○学識経験者委員 B

封筒から書類を出すと、一番上に来るお知らせの中に、裁判員法に関する第何条に基づく呼出状ですという記載がありました。やはり、呼出状という言葉がすごく怖い言葉に思えました。例えば、呼出状という言葉ではなくて、呼出に関する手続のお知らせといった言い換えができれば印象が少し違ってくると思います。

また、裁判員になられた方の裁判員をやってよかったという感想といった安心感を与えられる書類が封筒を開けたときに早く目に付くような工夫をするべきではないかと思いました。

### ○事務担当者

委員の皆様から、不安を吐き出すようなところはないのかという御質問をいただいていたので、裁判員のメンタルヘルスサポートについて御紹介いたします。この裁判員のメンタルヘルスサポート窓口というものを設けていまして、回数制限等はありませんが、無期限で利用できることを御案内しています。裁判員に選任された当日の際にパンフレットをお渡しするとともに、その日から利用可能であることも御案内させていただいています。

### ○委員長

本日は貴重な御意見を多数いただきありがとうございました。皆様からの御指摘の点について検討していきたいと思えます。